

中国人技能実習生残業代等請求事件

調停の内容

1 相手方は、申立人らに対し、次のとおりの金員の支払い義務があることを認める。

申立人A、B、Cに対し、それぞれ1,782,000円

申立人Dに対し、654,000円

2 相手方は、申立人らに対し、本調停の席上で4,000,000円（A、B、Cに対しそれぞれ1,200,000円、Dに対し400,000円）を支払い、申立人ら代理人はこれを受領する。

3 相手方は、申立人らに対し、第1項の金員のうち、4,000,000円を控除した残額を3年間、36回で分割して支払う。

平成20年3月から平成23年1月まで、毎月1月限り55,000円（A、B、Cに対し、それぞれ16,000円、Dに対し7,000円）、平成23年2月15日限り75,000円（A、B、Cに対し、それぞれ22,000円、Dに対し9,000円）

銀行休業日の場合、翌営業日。

弁護士 指宿昭一の銀行口座に振り込む。

振込手数料は相手方負担。

4 相手方が2回以上支払いを遅滞した場合には、期限の利益を喪失し、既払い金を控除した残額及び期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで6%の遅延損害金を直ちに支払う。

5 相手方は、申立人に対し、申立人らが中国に帰国するための航空チケットを準備し、申立人らに対して同チケットを提供する。申立人らは同チケットを提供され次第、速やかに中国に帰国するものとする。

6 申立人らは、相手方に対するその余の請求を放棄する。

7 申立人らと相手方は、本調停条項以外に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

8 手続費用は各自の負担とする。

以上